

## ○ 税理士による所得税(復興特別所得税)の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月4日(水)～2月10日(火) (土曜日及び日曜日を除く) ※10日は税理士記念日独自事業	鶴見税務署2階大会議室 ※会場の都合により、会場を 「鶴見区役所6階会議室」から 変更しております。	鶴見区鶴見中央4-38-32	9:00～12:00 13:00～16:00 (受付は15:30まで) ※10日は15:00まで (受付は14:30まで)
<p>《対象となる方》</p> <p>1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方</p> <p>2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方</p> <p>《対象とならない方》</p> <p>1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除等の適用を初めて受けられる方など)</p> <p>2 贈与税・相続税に関する相談のある方</p> <p>《オンラインによる事前申込をお願いします!》</p> <p>○ 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。</p> <p>○ オンラインによる事前申込みは、令和8年1月13日(火)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。</p> <p>※ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。</p> <p>※ オンラインによる「事前申込サイト」についてのお問い合わせ先は、050-1792-4600 へお願いします。 (受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)</p> <p>○ 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。 なお、当日入場整理券の配付を受けられた方の相談開始時間は、原則午後1時以降となります。</p> <p>《留意事項》</p> <p>○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具、スマートフォン及びマイナンバーカード(※)をご持参ください。</p> <p>※ マイナンバーカードの2つのパスワードが必要です。</p> <p>① 利用者証明用電子証明書(数字4桁)</p> <p>② 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)</p> <p>○ 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。</p> <p>○ お車でのご来場はご遠慮ください。</p> <p>○ 申告書等の提出のみの場合は、鶴見税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター横浜南分室となりますのでご注意ください。 【宛先】〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9 東京国税局業務センター横浜南分室(鶴見税務署)</p> <p>《オンラインによる事前申込サイトは、以下のURLをクリックしてください》</p> <p><a href="https://coubic.com/tochi107/booking pages">https://coubic.com/tochi107/booking pages</a></p>			